

“差額関税制度”の改善に向けたシミュレーション

昨年は、米国産牛肉の輸入再停止問題で明けて豚肉差額関税の脱税問題で終わったまことに波乱の年であったといえよう。本年も、これらの問題が尾を引くことは想像に難くない。加えて地球温暖化の影響も心配だ。オーストラリアの旱魃により、畜産農家が生体の早期出荷をしたため、豪州の牛群の減少が現実のものとなっており、牛肉需給そのもの見通しも混迷の度を深めている。また、韓国では、全羅北道で発生した強毒性鳥インフルエンザに汚染されたおそれのあるウズラの卵が11月下旬から12月8日まで100万個以上韓国内に流通され大問題になっているが、我国でも隣国からインフルエンザウイルスが渡り鳥によって伝播しないかどうか、業界では心配の種が尽きない状況である。本年の初稿では、昨年末に発生し、その後の需給に混乱をもたらしつつある豚肉差額関税問題について筆者の考えを述べて行きたい。国民の大切な食料の一つである豚肉の混乱を業界においても速やかに是正すべきであるとの考えから取り上げているとご理解いただきたい。

2006年11月16日東京地検特捜部は豚肉関税巨額脱税容疑で愛媛県の豚肉輸入業者である協畜の家宅捜索を行い、その後の追加も含めて、容疑者8名を逮捕した。この件は報道各社により、120億円もの巨額脱税としてセンセーショナルに報じられたのでご記憶の方も多いかと思う。これを受けて農水省の小林事務次官は16日の定例会見で「差額関税制度を悪用した行為は、許しがたい反社会的な行為だ。関税当局と連携して輸入食肉事業者らに法令遵守の指導を改めて徹底したい」との発言をした。また差額関税制度について、「生産者、輸入・加工業者、消費者らの意見を踏まえた上で、制度のあり方について検討したい。WTO交渉の中で議論するものだ」と述べた。

我国が法治国家である以上、法令遵守は国民の守らねばならない義務であり、その点で農水事務次官の発言はまことに正しいといえる。しかし一方で、なぜこの様な巨額脱税事件がここ数年来繰り返し発生しているかを考えて見ると、そこには豚肉特有の差額関税制度自体の大きな問題点が浮き彫りになってくる。筆者は同日の報道ステーション(テレビ朝日)のインタビューに答える形で「同制度が脱税を助長し、最終的に豚肉製品の値上がりの形で消費者にツケが回ってくる事」になっていると述べた

事件報道の翌日17日、農水省から食肉関係4団体(日本食肉輸出入協会、日本ハム・ソーセー

ジ工業協同組合、日本ハンバーグ・ハンバーガー協会、全国農業協同組合連合会)に通達された指導文書がある。それによると「輸入豚肉の仕入れに当たり、法令遵守が確実な事業者だけに取引対象とすることについてのルール化や、契約の際、合法的に調達した原料であるか否かについてチェックするための仕組みの構築等の取組の実施に努める事」と述べている。これらを実施するに当たり「具体的に」「何を」「どのように」すればよいのか困惑しているとの声が食肉関係業者から挙がっている様に聞いている。行政は、具体的にどの様にするかガイドラインを明示すべきではないか。例えば、「コンビ輸入は今まで通り認める」とか、「基準価格以下の取引は、違法ポークとみなす」とか一定のルールを示すべきであり、そのままあいまいにしている良いものだろうか。

今後の参考まで、仮に各税関がコンビ輸入を認めずに差額関税制度を厳格にそのまま適用した場合(つまり、各商品別に海外価格を個別申告をした場合)どのような変化となるかを最近の国内大口卸価格を元にシミュレーションしてみよう。

差額関税制度の厳格適用後のシミュレーション

加工用冷凍ポーク 国内価格(10トンロット、倉庫渡し条件)

	国内大口卸価格(11月末)	差額関税厳格適用後
米国産うで肉(ソーセージ・ハンバーグ用)	315円	586円
カナダ産もも肉(ボンレスハム用)	450円	586円
カナダ産バラ肉(ベーコン・焼豚、角煮用)	510円	586円
カナダ産肩ロース(焼豚、スライス用)	550円	586円
米国産ロース(ロースハム、とんかつ用)	580円	586円
米国産ヒレ肉(とんかつ用)	650円	650円

(差額関税厳格適用後の価格の計算根拠)

基準価格 546円 + 輸入経費 20円・商社口銭 20円

上記に示したとおり、ヒレ肉以外は全て差額関税の適用となり、品質用途を問わず全く同じ価格となるのだ。特に家庭の弁当の定番おかずであるウィンナーやハンバーグの原料(うで肉)価格は実に現状の **186%**である。その場合輸入はストップ、国内豚肉価格は暴騰し大混乱が予想される点で、各方面に与える影響は計り知れない。いずれにしてもコンビネーションを認めず、先述の「農水省の指導している法令遵守の豚肉仕入」を厳格に守れば、現在取引されている基準価格以下の相場は、全て違法となるが国民に与える影響は計り知れない。

つぎに、筆者が昨年来ミートジャーナル各号で強く主張し、提案して来ている差額関税の撤廃と従価税または従量税の導入について、実際に2006年11月末の価格を元に差額関税制度ではなく、従価税・従量税にした場合の輸入商社販売価格の試算表を示してみた。

表 豚肉輸入価格と従価税重量税の仕上り価格の対比
受渡単位 10トン以上倉庫渡し 販売単価比較

為替レート ¥115 輸入諸掛 ¥20 商社口銭 ¥20

表1) 従価税による試算表

	輸入価格	従価税別 商社の試算売価				現状売価
	CIF kg	10%	15%	20%	30%	kg
米国うで	¥215	¥277	¥287	¥298	¥320	¥315
カナダもも	¥375	¥453	¥471	¥490	¥528	¥450
カナダばら	¥425	¥508	¥529	¥550	¥593	¥510
カナダ肩ロース	¥455	¥541	¥563	¥586	¥632	¥550
米国ロース	¥475	¥563	¥586	¥610	¥658	¥550
米国ひれ	¥540	¥634	¥661	¥688	¥742	¥600

計算式： 輸入価格 × (1+関税%) + 輸入諸掛 + 商社口銭 = 試算売価
現状売価は、2006年11月末現在の実際取引されている価格である。

表2) 重量税による試算表

	輸入価格	従量税別 商社の試算売価				現状売価
	CIF kg	¥30	¥50	¥70	¥100	kg
米国うで	¥215	¥285	¥305	¥325	¥355	¥315
カナダもも	¥375	¥445	¥465	¥485	¥515	¥450
カナダばら	¥425	¥495	¥515	¥535	¥565	¥510
カナダ肩ロース	¥455	¥525	¥545	¥565	¥595	¥550
米国ロース	¥475	¥545	¥565	¥585	¥615	¥550
米国ひれ	¥540	¥610	¥630	¥650	¥680	¥600

計算式： 輸入価格 + 関税 + 輸入諸掛 + 商社口銭 = 試算売価
現状売価は、2006年11月末現在の実際取引されている価格である。

関税額が従価税か従量税によって変わる事がお分かり頂けたらどうか。筆者の個人的意見としては、10%の従価税であれば、現状の価格と比較してもマーケットに大きな影響を与えずに国内ハム・ソーセージメーカーには安価な原料を供給可能となるし、国内養豚家には主力の高級部位(ヒレ・ロース)で、十分に利益をとって行ける事になると考える。

本誌 12 月号の食肉時評に高田社長が、「豚肉差額関税、見直しの時期に」として記述していたのをお読みになった読者も多いかと思う。また、多くの業界関係者のみならず一般の国民も、差額関税制度の問題に気付き始めた様を感じる。朝日新聞社説(2006年5月、11月)や毎日新聞社説(同年12月)でも、豚肉差額関税制度の撤廃について言及していたからである。差額関税を規定している現行の関税暫定措置法は、本年3月末で期日を迎えるが、「誰のための制度か」「何の役に立っている制度なのか」をこのまま論議せずにはずるずる延長され、今後も需給の乱れの原因となる事を放置して良いものだろうか。一刻も早く制度改善についての論議を開始すべきであろう。

先に述べたが、豚肉のみならず、牛肉にしても鶏肉にしても需給や相場を大きく変動させかねない多くの問題をかかえて明けた2007年であるが、筆者としては多少なりとも、本稿が読者の今後の判断の一助になれば、幸いと考えている。

ミートジャーナリスト・コンサルタント

高橋 寛